令和８年度いじめ防止基本方針（抜粋 主に全体取り組み）

項目（県基本方針 p18）	目標（目指すもの）	主な活動内容
いじめの防止について	・いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。 ・めざす生徒像が実現できるように教育活動全体を通した指導を行う。 ・安心・安全に気を配り、生徒がストレスを感じない環境作りに努める。 ・生徒の自主性を尊重した活動を展開し、多くの成功体験を通して、自己肯定感や充実感を感じさせる。また、相互理解・相互尊重の意識を啓蒙する。	全体　健康安全マナー講話 （男女関係（DV）マナー講話・情報マナー講話・交通安全マナー講話等） ・登校・下校見守り指導・校内放送による啓蒙活動 ・同和教育映写会・人権標語作成・「カウンセラー人権だより」隔月発行 ※ 体育大会・文化祭・弁論大会等　　※ 育成会主催の講演等での子育て勉強会等 コース科別　各コース・科での生徒とのきめ細やかな集会・個別面談等を行う。 特に中学校では、コース通信・リレー講話・保護者による読み聞かせ等を実施。
いじめの早期発見について	・生徒のささいな変化に気づくための、こまめなアプローチを試みる。 ・気づきからすぐに対策へ移れるように、報告・連絡・相談を怠らない。	全体　学期ごとの定期的なアンケート調査 （結果を踏まえ必要な場合は面接及びカウンセリング） ・心理検査・定例のいじめ対策委員会で報告・確認 コース科別・コース別至誠推進会議・コース別事例検討会・定期的なコース会や学年会での情報共有。 ・定期的な 2 者面談・3 者面談の実施
いじめに対する措置について	・いじめがあることが確認された場合、直ちに教職員が連携し、いじめを受けた生徒や、いじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめた生徒に対して適切な指導を行う。 ・特にいじめを受けた生徒、いじめた生徒双方の保護者への連絡・確認を迅速に行い理解を得て連携し解決に当たる。 ・事案によっては育成会・児童相談所などの関係機関と協議する。	至誠推進部による指導。常にコース長・科長やカウンセラー・人権主任との連携を心がける。 ・被害生徒・加害生徒・目撃した生徒等から速やかに事情聴取。 ・加害生徒に対して適切な生徒指導を行う。・双方の保護者へ事実の連絡・確認。 常に相互連絡を行う。 ・被害生徒に対して、担任、さらに必要な場合はカウンセリングの実施等心のケアを行う。 ・いじめ防止対策委員会で事実確認。 ・加害生徒・被害生徒の関係修復のための仲介を行う。 ・再発を防止するための全体（実情に応じてクラス・学年・コース・全学年）指導を行う。 ・加害生徒・被害生徒ともにその後の様子を観察し、必要な場合は担任より定期的な面談等を行う。（カウンセリングが必要な場合もある） 重大事案と判断される場合は、直ちに学校法人へ。本校の場合はまず危機管理委員会を経て理事長より指示を仰ぐ。

項　目	月間で取り組む内容（主に全体のみ）										
	4	5	6	7・8	9	10	11	12	1	2	3
いじめの防止について	・全校集会での啓蒙活動 ・カウンセラー便り発行 ・いじめ対策委員会	・育成会総会時の啓蒙活動 ・人権講話	・校内放送による啓蒙活動 ・健康安全マナー講話 ・カウンセラー便り発行 ・弁論大会	・全校集会での啓蒙活動 ・体育大会 ・いじめ対策委員会	・全校集会での啓蒙活動 ・カウンセラー便り発行 ・文化祭	・健康安全マナー講話 ・同和教育映写会 ・人権標語作成	・校内放送による啓蒙活動 ・カウンセラー便り発行 ・育成会主催の保護者対象講演	・健康安全マナー講話 ・いじめ対策委員会	・全校集会での啓蒙活動 ・カウンセラー便り発行	・校内放送による啓蒙活動	・全校集会による啓蒙活動 ・健康安全マナー講話 ・カウンセラー便り発行 ・いじめ対策委員会
いじめの早期発見について	・クレペリン検査 ・アンケート調査 ・コース会による情報交換	・コース会による情報交換	・コース会による情報交換	・教育相談委員会 ・コース別事例検討会 ・三者面談	・アンケート調査 ・コース会による情報交換	・コース会による情報交換	・コース会による情報交換	・教育相談委員会 ・コース別事例検討会	・アンケート調査 ・コース会による情報交換	・教育相談委員会 ・コース別事例検討会	・コース会による情報交換
いじめに対する措置について	問題発生と同時に上記対応										